

# チケット不正転売禁止法とは

## 概要

- 特定の要件を満たすチケット（＝特定興行入場券）を不正に転売する行為に罰則を設けることにより、**転売行為の抑止効果を期待**し、
- これにより、**チケットの適正な流通の確保**の実現を目的とする

禁止行為＝ 特定興行入場券の不正転売  
不正転売を目的とした特定興行入場券の譲り受け（＝購入、仕入れ行為）

不正転売＝ 興行主の事前の同意を得ず、反復継続の意思をもって、販売価格を超える価格で転売する行為

**対象となるチケット** 転売チケット購入者の入場が拒まれる可能性が高いチケットに処罰範囲を限定

### チケット全般 興行入場券

興行＝ 芸術、芸能又はスポーツを不特定多数の者に見せ、又は聞かせること  
入場券＝ 興行の場所に入場することができるチケット

### 特定興行入場券

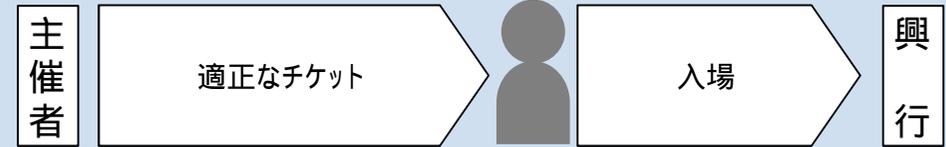
興行入場券のうち、不特定又は多数の者に販売され、かつ次ページのいずれの要件をも満たすもの

## 経過

- 2018年12月 チケット不正転売禁止法成立
- 2019年 6月 同法施行
- 2020年 8月 人気アイドルグループ「嵐」のコンサートチケットを不正に転売した者に対し、懲役1年6カ月（執行猶予3年）、罰金30万円等の有罪判決

## 背景及び効果

### 以前



### 転売者の台頭



### 主催者による対策の限界



### 不正転売禁止法施行



**興行全体の盛り上げ、ファンが安心して興行を楽しめる環境**

座席指定かそうでないかによって、要件が異なります

## 入場資格者を指定するチケット

例：フェスのように座席が存在しない場合や、一定のゾーン内で自由な移動が可能な場合

特定の日時、場所を指定【共通】

興行主 = 興行の主催者

興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨明示【共通】

## 入場資格者の氏名・連絡先を確認

- 「購入者」の確認は無効
- 別途購入者の氏名・連絡先が確認できている場合、「入場資格者は購入者と同一である」等のチェックボックスで確認することは有効
- 複数人分のチケットを購入する場合、全ての入場資格者について確認が必要

入場資格者 = 当該興行に入場する者

興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨表示【共通】

入場資格者の氏名・連絡先を確認した旨を表示

## 座席を指定するチケット

特定の日時、場所を指定【共通】

興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨明示【共通】

## 購入者の氏名・連絡先を確認

- チケット販売サイトやファンクラブ等の会員登録時に氏名・連絡先の確認が済んでいる場合、その会員番号を確認することによって氏名・連絡先を確認する措置が講じられているとみなされる
- 複数人分のチケット購入でも「購入者」を確認
- 複数人分のチケット購入時、人数分の氏名・連絡先の確認は不要

連絡先 = 電話番号やメールアドレス等

興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨表示【共通】

購入者の氏名・連絡先を確認した旨を表示

販

売

時

券  
面

# 事例紹介（特定興行入場券の要件を満たさないケース[左側]と、その改善案[右側]）



文化庁

販

## 【共通】入場資格者 / 座席を指定チケット

「営利目的の転売禁止」の記載

「主催者の同意のない」転売を禁止する旨明示

売

## 入場資格者を指定するチケット

「入場資格者」の氏名・連絡先を確認していない

「入場資格者」の氏名・連絡先を確認

複数枚販売の際に、販売人数分の「入場資格者」の確認をしていない

販売人数分の氏名・連絡先を確認

「入場資格者」の氏名を記入させていても、連絡先（電話番号、メールアドレス）の確認をしていない

連絡先（電話番号、メールアドレス）の確認も必要

### 【記載例】

今回購入するチケットで入場される方の氏名・連絡先をご記入ください。

	氏名	連絡先	
代表者	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 氏名・連絡先は購入者と同じ
同行者1	(必須)	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 連絡先は代表者と同じ
同行者2	(必須)	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 連絡先は代表者と同じ

- 購入チケットが1枚の場合は、「入場資格者は購入者と同じ」などの形で、購入者情報を利用することも可
- 購入チケットが複数の場合、入場資格者のうちの代表者について、「入場資格者の代表者は購入者と同じ」などの形で、購入者情報を利用することが可
- 購入チケットが複数の場合、入場資格者のうち代表者でない者（＝同行者）について、各者の氏名を確認した上で、「同行者の連絡先は代表者の連絡先と同じ」などの形で、各同行者の連絡先の確認に代えることが可

時

# 事例紹介（特定興行入場券の要件を満たさないケース[左側]と、その改善案[右側]）



券

## 【共通】入場資格者 / 座席を指定チケット

「営利目的の転売禁止」の記載

「主催者の同意のない」転売を禁止する旨表示

具体的な氏名が印字されているものの、その者が購入者か入場資格者か不明であることに加え、連絡先を確認した旨の記載がない

チケット種類に応じて、その者が購入者か入場資格者を明記する他、連絡先も確認済みであることを表示  
なお、必ずしも具体的な氏名を表示する必要はなく、「購入者の氏名・連絡先を確認済み」又は「入場資格者の氏名・連絡先を確認済み」と表示すればよい

## 入場資格者を指定するチケット

「購入者の氏名・連絡先を確認済み」の記載

「入場資格者の氏名・連絡先を確認済み」と表示

「購入者（入場資格者）の氏名・連絡先を確認済み」との記載

「入場資格者の氏名・連絡先を確認済み」と明確に表示  
この表記方法1本化で、入場資格者指定/座席指定のどちらの券種でも対応可能と思われるが、購入者ではなく入場資格者を確認したかどうか不明確になり、要件を満たせない可能性あり

面

## 座席を指定するチケット

「入場資格者の氏名・連絡先を確認済み」の記載

「購入者の氏名・連絡先を確認済み」と表示

特定興行入場券の要件を正しく理解し、興行入場券の適正な流通確保へご協力をお願いいたします